【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成27年5月12日

【会社名】 株式会社イメージ ワン

【英訳名】 ImageONE CO., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 髙 田 康 廣

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03-6233-3410

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 鵜 飼 良 一

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03-6233-3410

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 鵜 飼 良 一

【届出の対象とした募集有価証券の種

類】

百】

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

 株式
 193,200,000円

 新株予約権証券
 2,472,000円

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込

むべき金額の合計額を合算した金額

株式及び新株予約権証券

388,872,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当 社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証 券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべ き金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	400,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成27年5月12日(火)開催の当社取締役会決議によるものです。

2. 振替機関の名称及び住所

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	400,000株	193,200,000	96,600,000
一般募集			
計(総発行株式)	400,000株	193,200,000	96,600,000

- (注) 1.第三者割当の方法によります。
 - 2.発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、96,600,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
483	241.5円	100株	平成27年5月28日(木)		平成27年5月28日(木)

- (注) 1.第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
 - 2.発行価額は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 - 3. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。
 - 4.申込み及び払込みの方法は、払込期日までに募集株式の「新株引受契約」を締結し、払込期日までに後記払 込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社イメージ ワン 管理部	東京都新宿区新宿六丁目27番30号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿西口支店	東京都新宿区西新宿一丁目7番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	80個(新株予約権 1 個につき10,000株)
発行価額の総額	2,472,000円
発行価格	新株予約権1個につき30,900円(新株予約権の目的である株式 1株当たり3.09円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年5月28日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社イメージ ワン 管理部 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
払込期日	平成27年5月28日(木)
割当日	平成27年5月28日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新宿西口支店

- (注) 1. 第4回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成27年5月12日(火)開催の当社取締役会決議によるものであります。
 - 2.申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
 - 3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 - 4.振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社イメージ ワン 普通株式
MITE OF LITTLE O	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準とな
	る株式であります。
	なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	1.本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 800,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は10,000株とする。)。但し、本欄第
	2 項及び第 3 項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
	2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使 価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数 は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において
	未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整 の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式におけ る調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時 の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
	調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 調整前行使価額 調整後行使価額
	3.調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
	4.割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額 は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
	2.本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、483円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。
	3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により 当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性が
	ある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」とい う。)をもって行使価額を調整する。
	行使価額 一行使価額 个 既発行株式数 + 交付株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを 適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権 又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして 行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予 約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日 以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与える ための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用す る。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株 予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第 (4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付す る場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった 日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、 次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

調整前行使価額に (調整前行使価額 - 調整後行使価額) × より当該期間内に 交付された株式数

株式数 = '

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

		メージワン(E02922)
		a出書(組込方式) -
	行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用	
	される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を	
	除く。)の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場(以下、	
	「東証JASDAQスタンダード」という。)における当社普通株式の	
	普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計	
	算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる	
	ものとする。	
	行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受け	
	る権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる	
	基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ	
	月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日にお	
	いて当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。	
	(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げ	
	る場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。	
	株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合	
	併のために行使価額の調整を必要とするとき。	
	その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる	
	事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。	
	行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由	
	に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、	
	他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。	
	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始	
	日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並び	
	にその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日	
	その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことが	
	できない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。	
新株予約権の行使により株式を発行	388,872,000円	
する場合の株式の発行価額の総額	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取	
	得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総	
	額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算し	
	た金額は減少する。	
新株予約権の行使により株式を発行	1.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格	
する場合の株式の発行価格及び資本	本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、	
組入額	行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総	
	額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額	
	を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で	
	除した額とする。	
	2.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金	
	及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場	
	に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の	
	に使い算山される資本並等増加限及額の2万の1の並額として計算の 結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とす	
	編末「日本河の端数を主しる場合はての端数を切り上げた額とす る。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額	
	る。)、 当該員本立寺培加限長額から培加する員本立の額を減した額 を増加する資本準備金の額とする。	
新株子約接の行体期間		
新株予約権の行使期間	平成27年5月28日(本新株予約権の払込み完了以降)から平成29年5月27 日(但し、平成29年5月27日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業	
	日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の	
	交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の	
	行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に	
	先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することは	
	できない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期	
	間の開始日の1ヶ月前までに通知する。	
新株予約権の行使請求の受付場所、	1.新株予約権の行使請求の受付場所	
取次場所及び払込取扱場所	株式会社イメージ ワン 管理部	
	東京都新宿区新宿六丁目27番30号	
	2.新株予約権の行使請求の取次場所	
	該当事項はありません。	
	3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所	
	株式会社みずほ銀行 新宿西口支店	

新株予約権の行使の条件 1. 本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予 約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えるこ ととなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使は 2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点にお ける授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行 使を行うことはできない。 自己新株予約権の取得の事由及び取 本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締 得の条件 役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以 下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役 会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得 日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日 の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込 金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得 することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その 他の合理的な方法により行うものとする。 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとす 新株予約権の譲渡に関する事項 代用払込みに関する事項 該当事項はありません。 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合 組織再編成行為に伴う新株予約権の 併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交 交付に関する事項 換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転 (以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行 為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ 吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立 会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当 事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株 予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の 条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株 未満の端数は切り上げる。 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円 未満の端数は切り上げる。 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行 使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備 金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為 の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下、「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

事会社の取締役会の承認を要する。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- 2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記1「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

- 4.その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
 - (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額(円)
582,072,000	9,000,000	573,072,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額(193,200,000円)に、本新株予約権の払込金額の総額(2,472,000円)及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(386,400,000円)を合算した金額であります。
 - 2.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用100万円(さくら共同法律事務所 弁護士 青木 秀茂氏、東京都 千代田区内幸町一丁目1番7号)・新株予約権評価及び新株式コンサルティング費用350万円(株式会社プルータス・コンサルティング、代表取締役社長 野口 真人、東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)、独立委員会の組成費用150万円、登記関連費用200万円、その他諸費用100万円(株式事務手数料・外部調査費用)となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。
 - 4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

a.本新株式

具体的な使途	想定金額 (百万円)	支出予定時期
医療部門主力商品の強化	90	平成27年6月~平成28年9月
医療画像システムの事業領域拡大	100	平成27年 6 月 ~ 平成28年 9 月

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

資金使途は以下の内容を予定しております。

医療部門主力商品の強化

当社が医療分野で事業展開しているシステム商品は、国内市場ニーズにすばやく応え、商品の差別化による競争力を確保するために、機能強化を目的とする継続的なシステム開発が必要となります。PACS、ConnectioRIS、ConnectioMeD及び放射線部門レポートシステム(ConnectioReport)等について、各種管理機能追加、パネルデザインなどの開発費用として、人件費、一部の外部委託費等の費用として、90百万円の支出を予定しており、これらのシステム商品については、すでに開発を開始しております。なお、上記の開発費用については、既存の開発にかけた費用を参考に算出しております。

医療画像システムの事業領域拡大

当社の技術資産、営業力をより発展させることで早期の収益実現が期待できることから、放射線部門を中心とした従来の商品ラインアップを拡大し、超音波診断の画像システムやその他の部門での画像システムにも展開してまいります。そのためのシステム開発や他社開発商品との協業のための費用として100百万円の支出を予定しております。

b.本新株予約権

具体的な使途	想定金額(百万円)	支出予定時期
医療分野の新規事業開発	220	平成27年8月~平成30年3月
営業拠点の増設	100	平成27年9月~平成30年9月
小型無人飛行機(UAV)の在庫増強	60	平成27年10月~平成30年8月

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

資金使途は以下の内容を予定しております。

医療分野の新規事業開発

当社は、高齢化社会の進行に伴い需要が高まっている在宅医療・介護分野における新規事業として平成26年12月にdurantaの販売を開始しましたが、本事業の販売促進活動の過程でさらに高齢化進行に伴う需要に応える事業の展望を見出し、事業化を進めようとしております。このためにdurantaの高機能化、医療機関との共同開発研究、製品開発、海外展開の調査検討に要する費用として、約3ヵ年で220百万円の支出を予定しております。営業拠点の強化

当社は、中期的な営業ネットワーク強化方針として、当分の間、毎期1拠点の国内営業拠点増設を計画しております。直近では平成26年10月に福岡市博多駅前に「九州営業所」を新設いたしましたが、今後約3年間における3拠点の設置運営に要するファシリティ費、IT機器、人件費等の費用として100百万円の支出を予定しております。

小型無人飛行機 (UAV)の在庫増強

当社は、地球環境分野事業として、平成23年4月より、ドイツ、microdrones社製の小型無人飛行機(UAV)の輸入販売を行っておりますが、昨年あたりからUAVへの各界の関心が飛躍的に高まり、引き合いが急増するいっぽう、国内外各社による様々な仕様のUAVが市場に投入され競争も激しくなってきております。

現在、ドローンという名称で無人飛行機が世間を賑わせておりますが、当社が取り扱うUAVラインアップは、国内で現在流通しているUAVの中でも最もハイエンドに位置するもののひとつであり、様々なカメラやセンサーを搭載して相当時間の「調査」や「測量」に使用されることを想定した事業展開となっております。

このため、当社の顧客は、不特定多数の個人ユーザーではなく、大学、公共団体及び一般企業等となっており、個別の契約の際には、反社会的勢力排除についても確認を行っております。また、現在、無人航空機に対する法規制の議論が進んでおりますが、当社ではこれまでも、安全な運行を徹底するため、販売先への導入時の操縦講習を徹底し、法令順守や事故を防ぐための安全運行マニュアルの配布も行ってまいりました。さらに、当社が撮影サービス業務を提供する際には、必ず事前に飛行経路や高度を定めた飛行計画を作成し、十分安全に配慮して運用しております。なお、現段階では具体的な法規制の内容は判明しておりませんが、これによる当社事業への影響については、比較的軽微なものであると考えております。

さて、これまで当社では受注生産を基本としてまいりましたが、受注から納入までに数ヶ月間を要するため、 営業競争下において、機会を逸するリスクが無視できないものとなりつつあります。したがいまして、今後は 一定量の在庫を当社で保有し、タイムリーな営業活動が行える体制としていく計画です。

また、販売需要だけでなく、当社が行う撮影サービス業務への需要も増加していることから、機体購入費用と 合わせて60百万円の支出を予定するものです。

なお、万が一本新株予約権の行使が進まず、当社の想定どおりに資金調達ができない場合には、 医療分野の 新規事業開発については、別途資金調達方法を検討し、 営業拠点の強化及び 小型無人飛行機 (UAV)の在庫増 強については、随時見直しを行います。

第2【売出要項】

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 本新株式の割当予定先の概要	
名称	EBM Technologies,Inc. (以下「EBM社」という。)
本店の所在地	516, NEIHU RD., SEC. 1, NEIHU DIST., TAIPEI CITY TAIWAN (R.O.C.)
代表者の氏名	盤文龍
資本金	280,000,000台湾ドル(平成26年12月31日現在) (1台湾ドルを平成26年12月31日の終値3.78円にて換算した金額は、1,058百万円)
事業の内容	メディカルイメージングシステムの開発・販売
主たる出資者及びその出資比率	盤 文龍 9.29% 陳 奇材 3.11% 杜 文イ 1.29% (王偏に章)
国内連絡先の責任者の氏名及び連 絡先	名称: 株式会社 イービーエム・ジャパン 住所: 東京都羽村市小作台2-6-6 氏名: 代表取締役 小林 正夫
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社は、当該会社が開発製造したPACSの日本国内における独占販売代理契約 締結会社として、商品の供給等に関する取引関係があります。

a.	本新株予約権の割当予定先の概要					
	名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社				
	本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番2号				
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦				
	資本金	10百万円				
	事業の内容	投資事業				
	主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%				
b.	提出者と割当予定先との間の関係					
	出資関係	該当事項はありません。				
	人事関係	該当事項はありません。				
	資金関係	該当事項はありません。				
	技術関係	該当事項はありません。				
	取引関係	該当事項はありません。				

c. 割当予定先の選定理由

まず、当社が本新株式の割当予定先としてEBM社を選定した理由としましては以下のとおりであります。

当社は、「人の健康、国や社会の安心・安全」の分野において、画像を通じてお客様の迅速かつ的確な「意思決定」「意思伝達」を支援し、社会コスト削減に貢献することを企業理念に、医療分野と地球環境分野において画像解析技術や情報通信技術をお客様に提供してまいりましたが、地球環境分野での衛星画像販売事業については、激化する価格競争のいっぽうで主要取引先である安全保障分野での需要拡大が望めないことからこれを縮小し、放射線部門を中心とする医療分野での現行商品の販売強化と新規医療分野への事業領域拡大を方針とした事業活動を行っております。

医療分野における当社の主力商品は、CT、MRI、PETなどの医療画像診断装置から得られる画像データを一元的に管理し、診察室などに設置されたパソコン画面から閲覧できる「医療画像保管・配信・表示システム(PACS)」を中心に、放射線科の複雑なワークフローを効率よく管理する「放射線部門情報システム(ConnectioRIS)」、様々な検査機器や電子カルテなどから集められた患者の診療データを一元的に管理する「診療情報統合システム(ConnectioMeD)」などですが、国内のPACS市場は新規導入が一巡し、平均5年程度のリプレイス期における自社顧客の堅持と他社顧客へのアプローチという厳しい競争下にあるため、最新機能や使い易さ向上のための継続したシステム開発投資がシェア拡大の必須条件となっております。また、新規導入が中心で今後の市場拡大を期待するConnectioRIS、ConnectioMeDは、商品の特性上から顧客となる医療機関のシステム環境や多様な要望にきめ細かく応えることのできるカスタマイズ体制の一層の充実と、PACS同様に、他社商品との継続的な差別化のためのシステム開発投資が必要と判断しております。

いっぽう、新規医療分野への取り組みとして、高齢化社会の進行に伴い需要が高まっている在宅医療・介護福祉分野事業を立ち上げることを目的に、さる平成26年12月、7日間連続リアルタイムに転送できるテレメトリー式心電計(duranta)の販売を開始しました。在宅医療の現場においては医療従事者が患者のバイタルデータを簡便かつ正確にリアルタイムで客観的に把握する手段が不足しておりますが、durantaから伝送された心電波形をスマートホンを通じてインターネットから、「いつでも」「どこでも」リアルタイムに確認でき、心拍の異常時にはアラームを表示画面やメールで通報できる機能を持つことから、医療従事者の負担軽減や医療・介護等の質的向上に資するサービス展開を開始したところであります。この事業は、当初より、日本と同様に高齢者先進国であるフィンランドで強い関心を待たれ、欧州を中心に事業展開しているフィンランドの医療ソリューション企業(RIVERPARK社)とビジネスパートナー契約を締結し、同社を経由して欧州各国への事業展開を目指しております。また、アジアにおいても、とくに台湾で医療機関から関心を持たれていることから、欧州と同様、事業展開を視野に入れたビジネスパートナーとの協業が必要と判断しております。

EBM社は、台北市に本社を置き台湾証券取引所に上場するPACSのシステム開発企業であり、同社のPACSは台湾国内だけでなくアジア各国とアメリカに輸出され、台湾、中国、タイにおいてはいずれもシェア率第一位(出典:台湾コンプリヘンシブレポート、作成元:D&B International Ltd. Taiwan、2015年3月23日付)となるなど、その技術力と実績には定評があります。

当社とEBM社は、平成13年にEBM社PACSの日本における独占販売代理契約を締結して以来、現在まで14年に渡り、EBM社の開発したPACSの日本国内販売を当社が強力に推進するいっぽう、日本国内の医療状況や顧客のニーズを当社からタイムリーにフィードバックしEBM社のシステム開発に反映していくことで、強固なビジネスパートナーとしての関係を維持してまいりました。

このような状況の中、当社といたしましては、激化する国内PACS市場での競争力を確保し、成長を継続するためには、今まで以上にEBM社との関係を深め、商品力向上のスピードアップを図っていくことが必要であること、また、durantaを皮切りに新規医療分野への参入を計画するビジネスモデルは、海外市場、とくにアジア地区での展開についても視野に入れて進めていくべきであり、そのためには信頼できるビジネスパートナーを台湾など当地で求める必要があると判断しました。

当社は、EBM社に対して上述の認識を説明し、あわせてEBM社が開発したPACS以外の商品についても新たに日本国内での展開を検討していくことも加えて、提携関係の強化を申し入れました。この提携関係強化にあたっては、長く続いている従来のパートナーシップのレベルをさらに上げるとともにスピード感をより高めたものにするためにも、資本提携を含めた資本業務提携の提案を行い、両社で検討を進めてまいりました。この資本業務提携の概要といたしましては、第一に日本国内における当社のPACS販売事業の強化、第二にEBM社のPACS以外の商品の日本展開、第三に当社開発商品のアジア展開となっております。

EBM社の出資比率については、EBM社との間のパートナーシップを強化しつつも、両社の経営の独自性、独立性に影響を及ぼさず、かつEBM社が当社の長期的な安定株主として位置していくことを趣旨として協議した結果であります。

次に、マイルストーン社を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような経緯の中で、マイルストーン社より直接ご提案をいただき、検討した結果、当社は、平成27年5月12日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に多くの日本の上場企業で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、30社を超える上場企業に対して、第三者割当による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使を行っている実績があります。

本新株予約権が全部行使された場合には、同社が当社の筆頭株主となる可能性がありますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないと表明しております。

以上から、当社はマイルストーン社を本新株予約権の割当予定先として選定することが当社の企業価値及び株 式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました

d. 割り当てようとする株式の数

名称	株式数		
EBM Technologies, Inc.	本新株式	400,000株	
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	本新株予約権	80個(800,000株)	

e. 株券等の保有方針

本新株式の割当予定先: EBM Technologies, Inc.

当社は、割当予定先であるEBM社との間において、株式の譲渡に関する取り決めはありませんが、本新株式の発行による当社株式の取得は、本提携の一環として行われるものであり、同社は当該株式を中長期にわたり保有する方針である旨、口頭での説明を受けております。なお、当社は、EBM社より本新株式の割当日(平成27年5月28日)より2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を締結する予定です。

本新株予約権の割当予定先:マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

当社と割当予定先であるマイルストーン社との間には、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f. 払込みに要する資金等の状況

本新株式の割当予定先: EBM Technologies, Inc.

当社は本新株式の割当予定先であるEBM社について、台湾証券取引所における上場のために開示された直近の 財務諸表を確認しております。また、EBM社の取引金融機関である彰化商業銀行より預金残高証明書を受領し ており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株式の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いた しました。 本新株予約権の割当予定先:マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

当社は、マイルストーン社より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

具体的には、当社は平成26年2月1日から平成27年1月31日に係るマイルストーン社の第3期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上46億29百万円、営業利益が497百万円、経常利益が501百万円、当期純利益が291百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成27年1月31日現在の純資産が389百万円、総資産が1,573百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、平成27年4月30日現在の預金残高が4億98百万円であることを確認し、いたしました。これにより、本新株予約権の行使により、マイルストーン社が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日(平成27年5月12日)時点における当社発行済株式総数(3,521,100株)の10%(352,110株)を超える事となる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使は出来ない旨の行使条件が付されているため、払込みに必要な財産の存在残高を保有していることを確認いたしました。以上のことから、当社はが、マイルストーン社が本新株予約権の権利行使に係る資金を保有していると判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

本新株式の割当予定先: EBM Technologies, Inc.

EBM社は、台湾証券取引所に上場していることに加え、海外信用調査(出典:台湾コンプリヘンシブレポート、作成元:D&B International Ltd. Taiwan、2015年3月23日付)によりますと、財務状況も優良で、信用不良、訴訟記録及び台湾公共工事入札のブラックリスト等の記録もないことから、台湾国内において一定の信頼性を有しているものと捉えております。

なお、割当予定先であるEBM社とは、同社の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の条項を有する割当契約を払込期日までに取交す予定となっております。これにより当社は、EBM社の役員及び主要株主は反社会的勢力等と一切関係ないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

本新株予約権の割当予定先:マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても外部機関に調査を依頼し、同社が反社会的勢力との間における関係がない旨の確証を得ております。割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー、代表取締役社長 荒川 一枝、東京都千代田区神田駿河台3-2-1)に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

なお、本新株式につきましては、該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 本新株券の発行価額の算定根拠及び発行の合理性

本新株式の発行価額につきましては、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断し、新株式発行に係る取締役会決議日前日(平成27年5月11日)の東証JASDAQスタンダードにおける普通取引の終値536円を基準とし、1株483円(ディスカウント率9.89%)といたしました。発行価額の決定につきましては、本第三者割当により生じる希薄化等を勘案しつつも、EBM社との資本業務提携により医療分野に係る事業の発展や当社の企業価値の向上、既存株主の利益への配慮、また、割当予定先のディスカウントの要望に対して、割当予定先が取得する株式を長期保有することを目的としていることによる株価下落リスク等を考慮した上で、割当予定先と協議・交渉した結果、当該要望を一定程度受け入れ、上記の条件により発行価額を決定することが合理的であると判断したものです。

なお、本新株式の発行価額については、当該直前営業日までの1か月間の終値平均548円に対する乖離率は11.85%ですが、当該直前営業日までの3か月間の終値平均505円に対する乖離率は4.33%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均498円に対する乖離率は2.93%となっております。

かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行に該当しないものと判断しております。

また、当社監査役全員(社外監査役3名を含む。)より、本新株式の発行条件が特に有利な金額には該当しない との取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

(2) 本新株予約権の発行価額の算定根拠及び発行の合理性

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、公正を期するため、独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングに本新株予約権の価値評価を依頼し、評価報告書を取得しております。当該機関は、諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格の変動性(ボラティリティ)、満期までの期間、配当利回り、無リスク利子率、発行会社の行動(基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価額の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動すること)及び割当予定先の行動(当社株価が行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の中央値の約10%で売却すること)を考慮して、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、上記の算定結果をもとに、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成27年5月11日)の東証JASDAQスタンダードにおける普通取引の終値を参考として1株483円に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近数か月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。さらに、この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を参考に算出しており、当社取締役会は、これらの事情を勘案の上、本新株予約権の発行価格については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社監査役全員より、本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえて決定されており、当該第三者機関の評価は、行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等を基礎として、それらを反映した査定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて評価額を算定していることから、その評価額は適正かつ妥当な価額であると判断でき、有利発行には該当しないと考えられる旨の意見を述べております。また、行使価額についても決議日の直前営業日の終値を基準に10%以内のディスカウントとしており、これは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を準用して算出されていることから、発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

(3) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株式は400,000株であり、平成27年3月31日現在の当社発行済株式総数3,521,100株に対し11.36%(平成27年3月31日現在の当社議決権個数34,460個に対しては11.61%)、本新株予約権の行使による発行株式数は800,000株であり、平成27年3月31日現在の当社発行済株式総数3,521,100株に対し22.72%(平成27年3月31日現在の当社議決権個数34,460個に対しては23.21%)であり、本資金調達による希薄化の割合の合計は34.08%であり、これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、当社は衛星画像販売事業の損失処理等から継続していた赤字状況に対し、平成25年9月期に黒字転換し、続く平成26年9月期も黒字を確保して、全体として回復傾向にはあるものの、累積損失の解消に目処を付け、本格的な回復を実現できるまでには、なお時間を要する状況であることから、新たな成長に向けた事業投資のための資金の調達に金融機関からの借入をお願いすることは難しい状況であります。現在のように厳しい経営環境の中でも収益を確保するためには、当該費用の確保は必要であり、また今後も継続的安定的に収益を計上する企業へとなるためには、当該規模の資金調達は必要であると考えております。

また、本新株予約権は行使制限条項により割当予定先が一度に行使することができる新株予約権の数が限定されていることから、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり483円であります。これは平成26年9月期の1株当たり純資産124.51円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成24年9月期 80.74円、平成25年9月期150.25円、平成26年9月期4.28円と、黒字化は達成さましたが、今なお厳しい状況が続いております。調達した資金を事業規模拡大を展望できる成長領域に厳選して投下し、確実な成果を上げていくことで黒字幅を拡大し、当社業績の安定的な成長を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

なお、当社は、本新株式の割当予定先であるEBM社からは、当社の資本業務提携先として中長期にわたって当社株式を保有する方針であるとの説明を受けており、また、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社からは、割当株式の保有方針としては純投資ではあるものの、株式の一部を売却する場合には市場動向を勘案しながら売却する方針であるとの表明を受けておりますが、株価が上昇した場合には、保有する当社株式の一部を売却する可能性もあることから、当社株価がその影響を受ける可能性があります。当社株式の過去1年間(平成26年5月1日から平成27年4月30日まで)の1日あたりの平均出来高は約282,989株であり、一定の流動性を有しております。仮に、本新株式の発行及び本新株予約権がすべて行使された場合の発行済株式数1,200,000 株を、本新株予約権の行使期間である2年間で行使売却するとした場合の1日あたりの数量は約2,300株となり、上記1日あたりの出来高の約0.81%となるため、株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものと考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

EBM社に割当てる本新株式は400,000株であり、平成27年3月31日現在の当社発行済株式総数3,521,100株に対し11.36%(平成27年3月31日現在の当社議決権個数34,460個に対しては11.61%)、本新株予約権の行使による発行株式数は800,000株であり、平成27年3月31日現在の当社発行済株式総数3,521,100株に対し22.72%(平成27年3月31日現在の当社議決権個数34,460個に対しては23.22%)であり、本資金調達による希薄化の割合の合計は34.08%であり、当社の総議決権数34,460個に占める割合が34.82%と25%以上となることから、今回の第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対 する所有議決権 数の割合	割当後の 所有株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合
マイルストーン・ キャピタル・マネ ジメント株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番2号	-	- %	800,000	17.22%
EBM Technologies, Inc.	516,NEIHURD.,SEC.1, NEIHUDIST.,TAIPEICITY TAIWAN (R.O.C.)	-	- %	400,000	8.61%
日本証券金融株式 会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	160,600	4.66%	160,600	3.46%
稲田 清春	島根県出雲市	151,200	4.39%	151,200	3.25%
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4丁目 12番3号	73,000	2.12%	73,000	1.57%
住友生命保険相互 会社	東京都中央区築地 7 丁目18 番24号	57,600	1.67%	57,600	1.24%
東條 一仁	大阪府大阪市中央区	40,500	1.18%	40,500	0.87%
中神 恵子	大阪府大阪市北区	30,400	0.88%	30,400	0.65%
三木 靖彦	兵庫県神戸市西区	25,600	0.74%	25,600	0.55%
竹田 正	静岡県静岡市駿河区	25,000	0.73%	25,000	0.54%
計		563,900	16.36%	1,763,900	37.96%

- (注) 1.上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
 - 2. 平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
 - 3.割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年3月31日現在の発行 済株式総数及び議決権数に、本新株式400,000株(議決権数4,000個)及び本新株予約権の目的である株式の 総数800,000株(議決権数8,000個)を加えて算出しております。
 - 4.上記のほか、自己株式74,500株(募集前の発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.12%)があります。
 - 5. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。
 - 6.本新株予約権の行使により、マイルストーン社が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行 決議日(平成27年5月12日)時点における当社発行済株式総数(3,521,100株)の10%(352,110株)を超え る事となる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使は出来ない旨の行使条件が付されており ますが、上記の数値は当該行使上限が設定されていないと仮定した場合の数値を示しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

本資金調達方法はEBM社に対する新株式の発行により当面の資金需要に対応することができ、かつ、マイルストーン社に対する新株予約権は、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮することができる特徴があり、当社株式の流動性を確保しつつ資金調達が可能となっていることから、現時点において他の資金調達と比較して優れていると判断いたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断

また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、 純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、 株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、 大株主として長期保有しないこと、 株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、 環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。この点、マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

株式価値希薄化への配慮

本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせて資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、急激な希薄化を抑制することができます。また、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社からは、純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行わない意向である旨の表明を受けております。他方で、株価が権利行使価額を上回った場合、マイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権には、本新株予約権の発行決議日(平成27年5月12日)時点における当社発行済株式総数(3,521,100株)の10%(352,110株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

流動性の向上

本新株式の発行によって増加する株式数(400,000株)は平成27年5月12日現在の当社発行済株式総数の11.36%であり、本新株予約権の全てが行使された場合に増加する株式数(800,000株)は、同発行済株式総数の22.72%)であります。割当予定先であるマイルストーン社が本新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当 社取締役会決議により払込金額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、 本割当契約においては、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の半数を上限として、当社が割当予定先に 対し、一定の条件のもと他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。これにより、 当社がより有利な資金調達方法、もしくはマイルストーン社以外の割当先が確保できた場合はそちらに切り替 えることが可能となります。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況においては、平成25年9月期に黒字転換し、現在は回復基調にあるとはいえ、累積損失解消の課題を残しており、重ねて自己資本比率の低下を招くとの理由から、間接金融(銀行借入)による資金調達が難しいため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の皆様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の資金調達方法を検討いたしました。

公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストも第三者割当による株式及び新株予約権の発行より割高であること、また、同時に将来の1株当たりの期待利益の希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、過去連続して赤字を計上していた当社の業績や無配が続いている現状及び昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

この点、今回の割当予定先に対する本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達方法は、当社の当面の資金需要に対処するとともに、株価への下落圧力を可及的に軽減し、既存株主の皆様の利益に充分に配慮しながら継続的な研究開発資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るものであり、現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は、希薄化率が25%以上になることから、経営者から一定程度の独立したものによる当該第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。そこで、当社は、独立役員を含む当社社外監査役3名(諸我徹氏、林敦氏、小高正嗣氏)に加え、当社と利害関係の無い弁護士である高田剛氏(鳥飼総合法律事務所)の4名により構成される委員会(以下「独立委員会」といいます。)を組成し、本資金調達の必要性及び相当性について意見を諮問し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱いたしました。当社としては、株主総会による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、及び臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、株主総会決議などによる株主の意思確認手続を経ることなく、経営者から一定程度独立した独立委員会による本資金調達の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

また、当社は、独立委員会に対して、現状における財政状態や経営成績及びその見込み、本資金調達の目的及び理由(割当予定先の選定理由、第三者割当の方法による理由や他の資金調達手段との比較を含みます。)、払込金額算定の根拠、調達資金の使途、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、各委員それぞれからの質問事項に関して説明を行い、独立委員会はこれを踏まえて慎重に検討を行いました。

その結果、当社は、独立委員会より、平成27年5月11日付で、以下の概要の意見書を受領いたしました。また、当社社外監査役の全員から発行数量及び株式の希薄化に関し、当社の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式価値の希薄化は合理的であり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得ております。

当社がEBM社との関係強化のため同社との間で資本業務提携を行うこと、ならびに激化するPACS市場における競争力確保及び関連分野への進出のために商品開発に投資を行うことは、医療画像事業において当社の経営方針にも合致し合理性が認められること、UAVの販売戦略上一定の在庫を確保する必要は一応認められること、ならびに当社は現状においてこれらの投資を行うのに十分な資金を有するとはいえないことを踏まえると、当社が計画している施策を実施するために一定の事業資金の調達が必要な状況にあると認められる

EBM社に対する新株式の発行は、EBM社との関係を強化するために必要であること、EBM社に対する本新株式の第三者割当てにより賄われる金額を超える事業資金の確保に必要な資金調達手段としては、株主割当増資・公募増資や、銀行借入れによる資金調達などが考えられるものの、当社の財務内容を前提にするとこれらが現実的とはいえず、マイルストーン社に対する本新株予約権の第三者割当ては、資金調達における当社の目的に合致しており、株式価値の希薄化への配慮、流動性の向上、資金調達の柔軟性の点においても、他の資金調達手段に比して優位であると思料されることから、これらは適切な資金調達手段と認められる

当社の予定する資金使途(医療部門主力商品の強化プログラム開発費用、医療画像システムの事業領域拡大のための開発費用、医療部門の新規事業開発費用、営業拠点の増設費用及びUAVの在庫保有資金)については、これら各施策の実施は当社の業績拡大のために必要な取組みとして評価することができ、計画通りに各施策が推進され、順調に成果が得られた場合には、当社の今後の成長基盤を確立し中長期的な企業価値の向上に資するとの当社の判断に特段に不合理な点は見当たらない

割当予定先であるEBM社及びマイルストーン社は、反社会勢力との関わりは認められず、資金拠出を行うに必要な財産を保有していると認められ、本新株式及び本新株予約権の保有方針において特段不相当と認める事情は見当たらない

本新株式の払込金額は過去の裁判例及びわが国における慣行に合致した方法により定められており、本新株予約権については、専門性を有する第三者機関が一般に採用されるオプション評価モデルを用いて算定した評価額をもって払込金額とされていることから、いずれも払込金額は公正と認められる

上記 ~ に加え、発行数量及び株式の希釈化の規模についても、既存株主の保有している株式の経済価値を不当に毀損するものとはいえないことから、本資金調達の必要性及び相当性はいずれも認められるものと思料する。

また、当社社外監査役の全員から発行数量及び株式の希薄化に関し、当社の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式価値の希薄化は合理的であり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得ております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

第2 【統合財務情報】

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】 該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1.事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第31期有価証券報告書及び四半期報告書(第32期第2四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第31期有価証券報告書の提出日(平成26年12月24日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

. 臨時報告書(平成26年12月25日)

(1) 提出理由

当社は、平成26年12月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

株主総会が開催された年月日

平成26年12月22日

決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

髙田 康廣、鵜飼 良一、板谷 元照及び下休場 勝司を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役2名選任の件

林 敦及び諸我 徹を監査役に選任するものであります。

決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)		決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
議案 取締役4名選任の件						
髙田 康廣	15,203	5,221	0		可決	73.86
鵜飼 良一	15,717	4,707	0	(注)	可決	76.36
板谷 元照	16,023	4,401	0		可決	77.84
下休場 勝司	16,020	4,404	0		可決	77.83
議案 監査役2名選任の件						
林 敦	16,524	3,900	0	(注)	可決	80.28
諸我 徹	16,517	3,907	0		可決	80.24

⁽注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株 主の議決権の過半数の賛成による。

株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第31期)	自至	平成25年10月 1 日 平成26年 9 月30日	平成26年12月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第32期第2四半期)	自至	平成27年 1 月 1 日 平成27年 3 月31日	平成27年 5 月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年12月22日

株式会社イメージ ワン 取締役会 御中

恒翔有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 巻幡 三四郎 業務 執行 社員

指定有限責任社員

新足骨限員性社員 公認会計士 菊山 洋一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大塚 隆史 業務執行社員 公認会計士 大塚 隆史

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イメージ ワンの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イメージ ワンの平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イメージ ワンの平成26年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社イメージ ワンが平成26年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年5月12日

株式会社イメージ ワン 取締役会 御中

恒翔有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 巻幡 三四郎

業務執行社員 公認会計工 仓帽 三四战

指定有限責任社員 公認会計士 菊山 洋一業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大塚 隆史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イメージ ワンの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第32期事業年度の第2四半期会計期間(平成27年1月1日から平成27年3月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成26年10月1日から平成27年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イメージ ワンの平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

「注記事項(重要な後発事象)」に記載されているとおり、会社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議し、同日付で資本業務提携契約及び第三者割当契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

EDINET提出書類 株式会社イメージワン(E02922)

有価証券届出書(組込方式)

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。